

カジノ管理委員会第38回会議の開催状況

第1 日時、場所及び出席者日時

1 日時

令和3年6月3日 14時00分～14時30分

2 場所

カジノ管理委員会 12階大会議室

3 出席者

- 北村委員長、氏兼委員、渡委員、遠藤委員、樋口委員
- 徳永事務局長、並木次長、徳田総務企画部長、坂口監督調査部長、住友監督総括課長（議事担当課）

第2 要旨

1 議決事項

なし。

2 その他の案件

- (1) **カジノ事業等の規制（カジノ関連機器等の規制に係る手数料等関係(2)）について**
監督調査部長より、カジノ事業等の規制（カジノ関連機器等の規制に係る手数料等関係(2)）について説明があり、主に以下の点について検討した。

- ・カジノ関連機器等の規制に係る手数料（下記、IR整備法第一百五十一条等参照）
（型式検定）

第一百五十一条 カジノ関連機器等製造業者又はカジノ関連機器等輸入業者は、電磁的カジノ関連機器等を製造し、又は輸入しようとするときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、カジノ管理委員会が行う当該電磁的カジノ関連機器等の型式についての検定を受けなければならない。ただし、その型式について次項の検定に合格した電磁的カジノ関連機器等を輸入する場合には、この限りでない。

2 カジノ関連機器等外国製造業者は、電磁的カジノ関連機器等を本邦に輸出しようとするときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、カジノ管理委員会が行う当該電磁的カジノ関連機器等の型式についての検定を受けることができる。

3 カジノ管理委員会は、前二項の検定（以下この章において「検定」という。）の申請について、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するときは、当該型式を検定に合格させてはならない。

- 一 当該申請に係る型式がカジノ管理委員会規則で定める技術上の規格に適合していないこと。
- 二 当該申請に係る型式の電磁的カジノ関連機器等を製造し、及び検査する設備、体制及び手続（第一百五十三条第三号において「設備等」という。）がカジノ管理委員会規則で定める基準に適合していないこと。

三 申請者がカジノ関連機器等輸入業者である場合において、当該申請に係る型式の電磁的カジノ関連機器等を製造した者がその製造所及び当該電磁的カジノ関連機器等の種別に係る前条第一項のカジノ関連機器等外国製造業の認定を受けていないこと。

(指定)

第二百五十九条 カジノ管理委員会は、その指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、検定に必要な試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）の全部又は一部を行わせることができる。

(手数料の徴収)

第二百三十三条 次に掲げる者は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。

一 第四十二条第三項（第三十条及び第四十九条（第五十条第二項において準用する場合を含む。第四号及び次条第一項第二号において同じ。）において準用する場合を含む。）の再交付を申請する者

二 第四十四条第一項、第四十八条第七項、第二百二十八条第一項又は第二百二十九条第五項の検査を受ける者

三 第四十八条第一項（第四号を除く。）、第七十四条第二項、第一百八条第一項（第三十四条第二項及び第五十八条第三項において準用する場合を含む。）、第二百二十九条第一項（第三号を除く。）又は第四十七条第一項（第三号を除き、第五十条第二項において準用する場合を含む。）の承認を申請する者

四 第五十二条第一項（第五十三条第二項（第三十条において準用する場合を含む。）、第五十四条第二項、第五十五条第二項、第五十六条第二項、第三十条及び第四十九条において準用する場合を含む。）、第六十七条第一項又は第四十八条第二項（第五十条第二項において準用する場合を含む。）の認可を申請する者

五 第一百五十一条第一項又は第二項の検定を受ける者

六 第一百五十九条第一項に規定する試験を受ける者（次項に規定する者を除く。）

2 指定試験機関が行う第一百五十九条第一項に規定する試験を受ける者は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を当該指定試験機関に納付しなければならない。
この場合において、納付された手数料は、当該指定試験機関の収入とする。

以上